

いいたてパークゴルフ場

問 いいたてパークゴルフ場 ☎ 0244-42-1571
FAX 0244-42-1572

3月22日に今シーズンをスタート

「いいたてパークゴルフ場」が冬季休業を終了し、3月22日から今シーズンの営業を開始しました。定休日が毎週水曜日になりましたのでご注意ください。多くの皆様のご利用をお待ちしています。

- **利用時間** 午前9時～午後5時(11月は午後4時まで)
- **定休日** 毎週水曜日
- **コース** 9ホール×2コース 950m パー66
(のびのびコース/レベルアップコース)
- **団体予約** 大会や団体(20人以上の利用は利用日の7日前までに申し込んでください。)
- **使用料金** 1回券500円 11回券5,000円
クラブ(1本)100円 ボール(1個)100円
- **その他** 天候によりプレイが難しい場合は閉鎖します。団体・大会で利用できない場合があります。事前にお問い合わせください。



住民票・印鑑登録証明書 コンビニ交付サービスを開始

問 住民課住民係 ☎ 0244-42-1618

令和6年4月1日から、全国のコンビニエンスストアなどに設置されているマルチコピー機(キオスク端末)で証明書が取得できるようになりました。

- **取得できる証明書** (1)住民票の写し(全部・一部)
(2)印鑑登録証明書
- **サービス提供時間** 午前6時30分～午後11時まで(各店舗の営業時間内)
※年末年始(12月29日～1月3日)、システムメンテナンス時は利用できません。
- **利用可能店舗** セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート等、マルチコピー機(キオスク端末)が設置されている全国のコンビニエンスストア等
- **必要なもの** 個人番号カード(マイナンバーカード)
※「利用者証明用電子証明書」を登録している必要があります。
また、暗証番号(数字4桁)の入力が必要となります。
- **交付手数料** 1件につき200円

コンビニ交付の
利用手順

マイナンバーカード
と暗証番号を用意!

※マルチコピー機の一例です。写真はセブンイレブン。



「行政サービス」にタッチ。画面に従い進みます。マイナンバーカードをタッチ。暗証番号は画面で入力。1件200円。コインを投入して精算します。プリンターから出力される証明書を受け取り終了。

3月の村の動きと主なできごと

- 1日・第1回ゼロカーボンビレッジいいたて実行計画協議会(村役場)
- 1日・3月議会定例会(議場)
- 3日・長泥行政区2組 地域計画策定に向けた説明会(福島市飯坂温泉・摺上亭大鳥)
- 3日・長泥行政区4組 地域計画策定に向けた説明会(長泥コミュニティセンター)
- 4日・農地中間管理事業・地域計画策定説明会(宮内公会堂/大倉集会所)
- 5日・学校運営協議会(村役場)
- 5日・飯館YOTO KO発見!ツアー(佐須地区他)
- 10日・長泥行政区3組 地域計画策定に向けた説明会(福島市飯野町・やなぎや)
- 13日・いいたて希望の里学園卒業証書授与式(いいたて希望の里学園)
(交流センター「ふれ愛館」)
- 14日・介護保険運営協議会(村役場)
- 14日・長泥地区環境回復検証委員会(村役場/オンライン)
- 17日・農地中間管理事業・地域計画策定説明会(伊丹沢集会所)
- 18日・までのりの里のこども園卒園式(までのりの里のこども園)
- 18日・元気アップポイント表彰式(交流センター「ふれ愛館」)
- 19日・ハンドラッグ出店基本協定締結式(村役場)
- 19日・農業委員会定例会(村役場)
- 22日・飯館YOTO KO発見!ツアー検討委員会(交流センター「ふれ愛館」)
- 22日・定例教育委員会(村役場)
- 23日・24日・飯館村子育て支援センター開放日(飯館村子育て支援センター)
- 24日・農地中間管理事業・地域計画策定説明会(比曾集会所)
- 26日・美しい村づくり推進審議会(村役場)
- 27日・飯館村文化財保護審議会(交流センター「ふれ愛館」)
- 27日・飯館村地域包括支援センター運営協議会(いちばん館)
- 27日・スポーツ推進委員会(いいたてスポーツ公園管理棟)
- 27日・スポーツクラブ理事会(いいたてスポーツ公園管理棟)
- 28日・長泥地区環境再生事業運営協議会(交流センター「ふれ愛館」)
- 28日・教職員離任式(村役場)
- 29日・退職職員見送り式(村役場)
- 29日・第2回ゼロカーボンビレッジいいたて実行計画協議会(村役場)
- ・わくわく推進協議会(村役場)

戸籍証明書等の広域交付について

問 住民課住民係 ☎ 0244-42-1618

令和6年3月1日から、本籍地以外の市区町村の窓口で戸籍証明書の請求・発行が可能になりました。

- **請求できる証明書** (1)戸籍謄本、除籍謄本
(2)戸籍電子証明書提供用識別符号・除籍電子証明書提供用識別符号
※戸籍抄本やコンピュータ化されていない一部の戸籍謄本、除籍謄本を除きます。
- **請求できる方** 本人、配偶者、父母、祖父母、子、孫に限ります。
※郵送や代理人、委任状による請求はできません
- **必要なもの** 顔写真付きの公的な本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)
※請求の際は、本籍地(番地まで)を確認のうえ、お越しください。